

飛鳥・白鳳小金銅仏の発願者、制作者 上

久野健

はじめに

七、八世紀の仏像中には、三十種内外の小金銅仏の遺品が多数ある。東京国立博物館の四十八体仏をはじめ、広く日本各地に分布している。こうした小金銅仏の大部分は寺に伝来したものか、或は、古代寺院趾等から出土したものであるが、これらの像は、寺の仏堂に安置し礼拝の対象とするには小さ過ぎる感がある。それでは一体これらの小金銅仏は本来いかなる理由で発願造立され、どこに安置したものであろうか。私は、これら的事情を小金銅仏のいくつかに記されている銘文及び現在仏体は無くなっているが、銘を刻んだ光背のみが残っているものさらに記録により銘文のみ残っているものや当時の文献等から考えてみたい。また、こうした小金銅仏は、いかなる場合に発願されたものか、いいかえれば、造仮理由と発願者の関係、及びその制作者について述べてみたい。

そこで次に銘文等によって知られる発願の理由を具体的に述べてみよう。一の父母親族のための造像としては、孝徳天皇白雉五年（六五四）の制作と推定される四十八体仏中の甲寅年銘の光背（挿図二）が現在の遺品中では最も早い例である。これには「甲寅年三月二十六日に弟子王延孫が、現存する父母の為めに、金銅釈迦如來像一軀を敬造し、父母がこの功徳により現世の安穩をうることができると同時に来世に三途の河を経ることなく、また八難を避けて速に淨土に生れ、仏にまみえ法を聞かんことを祈願して本像を造つた」由が記されている。

七・八世紀の小金銅仏の造像記及び記録等を通して、その発願の動機

その制作年代

も白雉五年と

する説とこれ

を六十年遡る

推古二年とす

る説があるが^{註二}

銘文中には、

この功徳によ

り速に浄土に

生れることを

祈願してお

り、かかる淨

土教の思想が

推古朝の初年

にすでにあつ

たとは考え難

^{註三} まず白雉

五年の甲寅の

年の制作と考える方が穩当であろう。

次は、壬辰年の銘をもつ島根県出雲鰐淵寺の觀音菩薩像^(図版六・四・五)

次は、河内国古市郡の西琳寺宝蔵に安置されていたという坐高一尺六寸の金銅阿弥陀如来像の光背銘文である。西琳寺は、丈六の阿弥陀如來像を本尊とする飛鳥時代創建の西文氏の氏寺であるが、この寺の創建事

情は、文永八年に比丘惣持が記した「河内国西琳寺縁起」に詳細に記さ

挿図 1 甲寅銘光背 東京国立博物館藏

れている。この縁起は、かなり信すべき資料として早く、「続群書類從」や「大日本佛教全書」に収録され、さらに、昭和十三年七月発行の「美術研究」七十九号には、荻野三七彦氏の「河内国西琳寺縁起に就て」と題する書誌学的研究が発表されている。この縁起の中に、同寺宝蔵に安置する一尺六寸の金銅阿弥陀如来坐像の銘文が載せられており、当時の小金銅仏の発願の事情を知る一資料となっている。この銘は、初めに仏教の功徳を記し、次に、「書大阿斯高君の子、書支弥高が、仏法を修行し、西琳寺を創めた。またその子の梅檀高、土師連長兄高、書羊古、書首韓会古の四人が堂塔を建立した。宝元五年己未正月に二種類の知識が協力して、阿弥陀如来及び二菩薩像を発願造立し、この功徳により、現在親族が万世に福を延べ、七世父母が福力を得んことを願う」という意味の銘が記されている。この銘文中の宝元五年己未正月については、井上光貞氏により、齊明天皇五年の己未年と推定され、齊明天皇宝元五年歳次己未五月の略であろうと述べられている。西文氏は、河内に本拠をおく渡来系の有力氏族で、この書氏が近隣の土師氏と協力し、この寺の堂塔を造営し、また現在親族の繁栄と七世父母の福徳を祈願して阿弥陀三尊像を制作したことがこの銘文から知られる。この西琳寺の坐高一尺六寸の金銅阿弥陀如来像は、無論今日伝わっていない。

次は、壬辰年の銘をもつ島根県出雲鰐淵寺の觀音菩薩像^(図版六・四・五)である。本像は、像高七九・八釐の金銅像で、台座の六角形の框上縁部に刻銘があり、本像の由緒が述べられている。すなわち、

「壬辰年五月、出雲國若倭部臣德太里が、父母のために菩薩像を作り奉る」^{註六}

のであろう。

法隆寺に造像記の銅板のみ残る「甲午年銘觀世音菩薩造像記銅板」^(六・七)もまたこの一例である。この銅板は、良訓が録した「法隆寺記補忘集」(亨保十九年)の時代にすでに本体と離れてしまっていたか、本体が失われたかして造像記銅板のみになってしまっていたもので、本来像の何處に附いていたものかも分らないが、小金銅仏に付属していたことは、まず、文意からして間違いないものと考えられる。この銅板には、

〔甲午年三月十八日、鶴大寺(法隆寺)の徳聰法師、片岡王寺の令弁法師、飛鳥寺の弁聰法師の三僧が父母報恩のために觀世音菩薩像を敬造す。この小善根により无生の法忍を得しめ、六道の四生の衆生ともに正覺を成せんことを〕

挿図 4 同側面

挿図 3 観音菩薩像
島根 鰐淵寺藏

という説は、「造像銘記」以来あまり異論がない。また出雲国の若倭部については、「出雲風土記」

という意味の銘が記されている。この甲午年については、平子鐸嶺^(註八)山田孝雄^(註九)法隆寺大鏡解説等すべて、持統天皇八年と推定する点では一致し、異論をみない。

さて、これら父母ないしは、親族の福徳を祈願して造像された小金銅像は、造りおわってからどこに安置したものであろうか。これら五例の

挿図 5 同 台 座

の出雲郡の条に、郡司主帳无位若倭部臣の名がみえ、「正倉院文書」の天平十一年出雲国大税賑給歴名帳にも若倭部臣の名を見ることができる。こうした資料から考え、若倭部臣徳太里は、出雲の国に土着する有力氏族の出身であろうことが推定される。かれが持統天皇の六年五月に父母の福徳を願つてこの觀音菩薩像を発願造立したも

挿図 6 銅板造像
記 表 奈良
法隆寺藏

挿図 7 同 裏

うち安置場所がほぼ推定できるのは、西琳寺の阿弥陀三尊像だけである。同阿弥陀三尊像の銘文中には、西文氏の氏寺である西琳寺の創建のことから堂塔を建立したことまで記されており、またこの像は同寺の宝

蔵に安置されていたものであるから、まず制作後に西琳寺に安置されたことは間違いないであろう。また、五例の発願者をみるといざれも有力

氏族か僧であることは、父母の安穏や一族の繁栄を願って造られた小仏像は、多くはその氏族により建立された氏寺か、僧の所属する寺院に安

置されたものではないかと考えられる。

二

夫や妻なしし近親者の死後、その冥福を祈つて小金銅仏を発願造立する例も、飛鳥・白鳳時代には多かったようである。その最も古い例は、法隆寺大宝藏殿の戊子年銘釈迦及び

脇侍菩薩像(八十二)

である。本像は飛鳥時代の基準的作例として著名な遺品であるが、銘文は難解な

挿図11 同釈迦如来像側面γ線写真

挿図10 同γ線写真

挿図9 同光背銘文

挿図8 戊子年銘釈迦及脇侍菩薩像 奈良 法隆寺藏

挿図12 同脇侍像γ線写真

個所があり、諸説がある。しかし、この銘について最も詳しく述べているのは山田孝雄・香取秀真編の「続古京遺文」で、いまそれに従えば、「戊子年十二月十五日、朝風文が、その親族中の年長者である済師の智慧の燈燭を得て、蘇我大臣のために誓願して、この釈迦如来像を敬造す。此の願力をもつて七世の四恩、六道の四生ともに正覺を成せんことを」^{註一〇}

という意味であろう。戊子の年は、推古天皇三十六年に当り、此年は蘇我馬子薨後の三年に当っており、この三年忌のための造像かと述べられている。もともと、馬子の歿年は、「日本書紀」では推古天皇即位三十年丙戌五月とし、「法王帝説」では、同年八月にはまだ生きており、同書の引く「又本」によれば翌三十五年夏六月辛丑薨としている。「日本書紀」の説をとるとしても、その薨日は夏五月戊子朔丁未即ち二十日であり、銘文中には十二月十五日とあるから三年忌の発願とするには無理がある。また桃裕行氏の研究によれば、飛鳥時代には、三年忌という年回仏事は行われなかつたという。さらに福山敏男氏は、この戊子年銘の字体が前記の「甲午年銘觀世音菩薩造像記」の字体と酷似している点

から干支一運を下げる持統二年の戊子の年としているが、本像の様式は、ここまで下るものではないであろう。このように異説が多いが、この釈迦及び脇侍菩薩像が蘇我大臣の追福のために制作された仏像である。^{註一一}

挿図13 辛亥年銘觀音像
東京国立博物館蔵

挿図16 同γ線写真

挿図15 同背面

挿図14 同側面

点では諸家の説は一致している。

四十八体仏中の辛亥年銘観音像（挿図十三）もその解説について異説の多い像であるが、大意は、ほぼ次の通りである。

「辛亥年七月十日記す、笠評君名は大古臣、辛丑の日に崩去す。児にあたる布奈太利古臣と伯父である建古臣の二人が、誓願してこの像を敬造した」註二

という意味で、文中、辛亥の年を崇峻天皇四年の辛亥の年とする説と孝徳天皇の白雉二年の辛亥の年とする両説があり、今日も定説がない。しかし私は、本像の様式が飛鳥前期の仏像に比べやわらかい点や、鉄心を胎内に残した造像法及び次に述べるような理由から後説をとっている。

すなわち、文中にある評は郡と同義で、笠評君というのは、吉備の笠評の君と考えられ、こうした行政区画が、崇峻四年という古い時代にあったとは考え難いからである。

観心寺の阿弥陀如来像の光背（挿図十七）は、金銅観音

菩薩像と共に、同寺に伝わったものであるが、この光背の銘文中には、阿弥陀仏像と明記しており、果してこの観音像に本来附属していた光背か、あるいは観音像はこの阿弥陀如来像の脇侍であったのか、または全く関係ないものか、不明である上に、根津美術館にも同形・同文の光背（挿図十九）があり、どちらがオリジナルかという問題もまだ解決していない。しかし、この観音像（挿図二一）の様式は、まさしく、白鳳前期の特色をもっており、ほぼ近い頃の制作と推定される。さて、この銘文には、次のような願文が記されている。

「戊午年十二月に治伊之沙古が亡くなつた為めその妻である汗麻尾古が弥陀仏像を敬造した。願くは、この功徳により、亡くなつた夫及び七世の父母がことごとく浄土に生れんことを」註三

挿図19 光背 根津美術館蔵

挿図17 阿弥陀如来像光背 大阪 観心寺蔵

挿図20 同 銘 文

挿図18 同 銘 文

挿図21 観音菩薩像
大阪 観心寺蔵

挿図22 同斜側面

挿図23 同側面

挿図24 同背面

推定され、異説はあまりない。

次は、四十八体仏中の丙寅年銘の半跏思惟像（^{一七五}）である。この像の台座下樋に刻まれた丙寅年についても、これを推古天皇十四年の丙寅の年とする説と天智天皇五年の丙寅とする両説があり、いまだに結着を

みないが、私は、本像の三面宝冠を頂いた形式や発達した鋳技及び銘文中に「大夫」の文字がみられる点等から後説をとっている。この銘文自体も判読に諸説があるが、大意は次の通りである。

「歳は丙寅
に次る年正
月生十八
日に記す。
高屋大夫分
夫人、名は
れにし韓婦

阿麻古の為に願いて、南无頂礼して作り奏つる」。
文中の高屋大夫については、閔晃氏に注目すべき研究がある。

すなわち関氏はこの丙寅年銘半跏思惟像について、推古十四年説と天智天皇五年説のあるのを紹介し、

「大夫の語の天智朝以前の使用例が後世の文献以外には全く見えないことから考へると推古朝というのはやや早すぎる感もあり、また高屋連という氏は「新撰姓氏録」の河内国神別の条に饒速日命の子孫で、石上氏と同祖とあり、続日本紀慶雲元年（七〇四）六月乙丑の条に「河内国吉市郡人高屋連薬女、一産三男」、賜^二純^一疋^二疋^一・綿^二屯^一・布^四端^二」^{〔註一〕}といふ記事があるだけで、それほど有力な豪族だったとも思われず、次に述べる「大夫」と呼ばれるものの層がやや下のほうに拡がったものではないかと思われる^{〔註二〕}ので、どちらかといえ、やはり後説のほうが当っている可能性が大きい^{〔註三〕}といふべきであろう」。

と述べ、天智五年説を支持している。

銘文中の「大夫」は「マエツキミ」と読み、また藪田嘉一郎氏は韓婦夫人を韓邦夫人と判読^{〔註四〕}している。なお本像の尊名もまだ定説がなく、あるいは、後述する野中寺藏の半跏思惟像の銘に「弥勒御像」と明記するところから、同じ姿のこの像も弥勒かとする説や、如意輪觀音又は悉多太子像かとする説などがある。

もう一例は、近年私が「美術研究」二九八号に紹介した大分・長谷寺に伝わる金銅觀音菩薩立像である。本像も台座の下框に横並びに造像銘が陰刻されている。この銘は

「壬の歳は撰提格に^{〔註五〕}次る林鐘十五日、周防凡直^{〔註六〕}百背の女汝^{〔註七〕}背児が逝去したため誓願に依つて觀世音菩薩像を作り奉る」

という意味のことが記されている。撰提とは星の名で、撰提格とは太歳星が寅の方位にあるをいい、転じて寅の歳を呼ぶ。また林鐘は、音律の名で六月をあらわす。すなわち壬寅年六月十五日という意で、壬寅年

は、本像の片足を一步踏みだした姿勢や瓔珞を別鋳にして像につけるような技法、さらにその面相等から文武天皇大宝二年（七〇二）の壬寅の年と推定される。周防凡直は、太田亮氏の「姓氏家系大辞典」によれば「凡河内氏の族にして、周防凡造家の氏姓なり、氏人は、宝龜十年六月紀に「周防国周防郡人外從五位上周防凡直葦原の賤男公、自ら他戸皇子と称して百姓を班惑す」とあり、また「東宝記」第八、天暦八年五月十五日の太政官符に「周防国玖珂郡伊宝郷戸主周防凡直宝則」等が見え、周防國の大豪族の家系であることが知られる。その一族の中の一人、百背の女がなくなったので、その冥福を祈り造立されたのがこの觀音菩薩像であることは明かである。

以上五例の造像銘から、七、八世紀に於ては、夫や妻や娘等の近親者の死をいたんで、小金銅仏像が発願造立されることが多かつたことが分る。その発願者は、先の父母の安穏のために小金銅仏を発願した人々と同様、有力な氏族に属するものが多い点も共通している。死者のために造立された小金銅仏は、制作後どこに安置したかは明記したものがないが、恐らく、発願者の氏寺かゆかりの深い寺に安置したものではないだろうか。

三

小金銅仏中、天皇のために祈願造像した金銅仏は三例がみられる。は前に述べたが、その一つは、大正七年、河内・野中寺の宝蔵内の塵芥中から、岩井武俊・田沢金吾・中幸男三氏により発見された金銅弥勒菩薩像^{〔捕図二八〕}である。この像の台座円形框には、二字ずつを一行として

「造像銘記」は橘

寺と読み、田中重

久氏は柏寺又は檜

寺註一〇とし、福山敏男

氏は柏寺註一一とする。

また中宮天皇は間

人註一二皇后、あるいは

齊明天皇と推定

し、丙寅年は、天

智五年（六六六）と

する点では諸家一

致しているようだ

ある。即ち、本像

は天智天皇五年に

柏寺（柏寺あるいは

橘寺）の智識等百十八人が、間人皇后あるいは齊明天皇の御病氣平癒を祈つて發願造立した弥勒像であるという意味である。

間人皇后は、舒明天皇と皇后宝皇后の間に生れた嫡女であり、孝德天皇の皇后であった。齊明天皇は齊明七年（六六一）七月二十四日に筑紫の行宮で崩じており、間人大后は天智四年二月二十五日になくなっている。中宮天皇を齊明天皇とすると、野中寺弥勒像の發願はあまりに時間的にへだたりすぎるのに対し、間人大后とすれば、發願から一年にしてこの像が出来たことになり、無理がないようである。

「丙寅年四月、大日八日癸卯開に記す。柏寺の智識等が中宮天皇の御惱平癒を祈り、誓願して弥勒御像を作り奉る。友等の人数は百十八人で、これにより六道四生の人等が仏法の教えをうけんことを」註一九

という風に解説される。銘文中「開」とは、暦の用語で、これに当る日は舎宅を造ったり、病を治すのによい日とされる。柏寺については、

挿図30 同側面

挿図28 弥勒菩薩像 大阪 野中寺藏

挿図31 同側面γ線写真

挿図29 同γ線写真

挿図32 千仏多宝塔銅板 奈良 長谷寺藏

塔を敬く造り奉るとある。次に釈迦多宝の竝坐するこの多宝塔の図相を述べ、聖帝の徳をたたえ、この宝塔を豊山に安置することにより多くの修行者がこの山に錫を負って來り遊ぶであろうことを讃美し、最後に「歳は降婬に次る漆兎の上旬、道明捌拾許人を率引して、飛鳥の清御原の大宮に天が下治す天皇の為に敬く造り奉る」と結んでいる。降婬は戌年、漆兎は七月をさす。飛鳥清御原大宮治天下天皇は天武天皇か持統天皇をいう。そこで古くは、戌年を天武天皇の朱鳥元年甲戌に当ると推定されてきたが、飛鳥清御原天皇というような宮名による「おりな」が天皇存命中行われる例は殆どないため、あるいは文武天皇即位二年の戊戌とする説や養老六年の壬戌とする説などがあり、また福山敏男氏は、別の観点からこの銅板銘を著しくさげられた。すなわち「三代実録」貞觀十八年五月廿八日の条に見える長朗の牒に

天皇のために造立されたもう一つの例は、長谷寺に伝る千仏多宝仏塔

銅板(挿図三二)であるが、これは、今まで述べた小金銅仏とは、その大きさや形も違うけれども、参考までに、ここでふれておこう。この銅板は、中央に釈迦多宝の現出した仏塔を配し、それを多くの仏菩薩が圍繞し、上方には千体仏を押出仏であらわし、下方には、左右隅に仁王をあらわし、その中央に本銅板の由来を記した造像記を陰刻している。この銘は、初めの数行の下の部分が、欠失している上に、本像の制作年代について異説が多く、今日も定説がない。この造像記はきわめて長文なのでその主要部分の大意のみ記すことにする。この文章は、初めに長谷の靈峯に塔を造り舍利を安置する功德を述べ、天皇陛下のみために千仏多宝仏

さて、この銅板は制作後どこに安置されたものだろうか。銘文中にとあるのに注目し、降婬は、宝亀年中の戌年即ち宝亀元年庚戌であろうと主張された。千仏多宝塔銅板には、最後にこれを、「天武天皇（或は持統天皇）のために敬く造り奉る」と明記しており、天平時代の末になつてから数代前の天皇のために発願造立するという点、宝亀元年説には直ちには讃同しがたい。また近年、鶴岡静夫氏も、福山説を批判し、銅板に鋳出してある建物等の年代を縦合すれば、天武朝頃に造られたとするのが妥当であろうと述べている。註一五 この問題はさておき、この銅板が、天皇のために造立されたことは間違いない。

も、「豊山鷲峯」という句があり、また「秘瑞巖」という句などから長谷山上の靈窟に安置されたらしいことが推定されるが、「諸寺縁起集」の長谷寺の条に引く、本尊十一面觀音像の前の壁上にあった障子縁起には、此の銅板が長谷寺の西岡の石窟にあつたと記している。こうしたことから、天皇のために発願造立された金銅像は、制作後野中寺弥勒像にしても、柏寺（柏寺或は橘寺）に安置され、長谷寺千仏多宝塔銅板も長谷寺の石窟に安置され、それを発願した知識人たちにより礼拝されていたらしいことがほぼ推定できる。

さらにもう一例は、文献により知られる造像で、果して小金銅仏かどうかさえ不明であるが、従来あまり注意されていない、唐人郭務悰等が天智天皇の冥福を祈つて発願造像した阿弥陀如来像についてふれておこう。「善隣國寶記」によれば、唐使郭務悰等三十人と百濟の佐平禰軍等百余人は、天智天皇三年十月頃に筑紫に到着したが、かれらは「天子の書」をもつていないとし、正式の使者とは認められず、太宰府にとめおかれ、京に上ることは許されなかつた。書紀天武天皇元年三月には、阿曇連稻敷を筑紫につかわして、天智天皇の喪を郭務悰等に告げしめたとある。郭務悰等は、その報せに驚き、喪服をきて東に向つておがみ書函と信物をたてまつた。その後この唐人らは天智天皇のみために阿弥陀如來像一軀を作つたといふ。このことは書紀持統天皇六年五月の条に、「筑紫大宰率河内王等に詔して曰く、大唐の大使郭務悰が、御近江大津宮天皇の為めに造れる阿弥陀如來像を^{たてまつ}上送れ」

と記されていることからも分る。この像は材質、法量ともに不明であるが、郭務悰らにとつては、旅行先での造仏であり、当時の多くの例から

すれば、小金銅仏の可能性が多いであろう。この像も、藤原京にはこぼれた後、どこに安置されたかは不明であるが、あるいは天智天皇とゆかりの深い崇福寺にでも寄進されたものではないかと想像する。

この他、小金銅仏の中には、当然、誕生仏や摩耶夫人像なども含まれるが、これらは推古十四年から始まつたという仏生会の像として制作され四月八日の釈尊の誕生日に灌仏等の法会のためのものであることは云うまでもないことであろう。

四

七、八世紀の小金銅像の銘や文献等を通観してみると、父母・親族の福德を願つて発願造立した小仏像も、夫や妻や娘の死を悼んで造立したものも、あるいは、天皇のために発願し制作された像も、多くは制作後、発願者の氏寺なり、ゆかりの深い寺等に安置されたらしいことが推定された。しばしば小金銅仏は寺の安置仏としては小さすぎるところから、個人の自宅に安置し、朝夕礼拝する念持仏が多かつたのではないかと考えられてきたが、少くとも、在銘像や当時の信すべき文献等から知られるところは、必ずしもそうではないことが知られる。

しかし、一方、六世紀前半に渡来した司馬達等が、大和坂田原に草堂を建て仏像を安置したとする「扶桑略記」の記事や、敏達朝に百濟より帰朝した鹿深臣が弥勒石像一軀を請來し、蘇我馬子がこれを得て石川宅に仏殿を営み安置したとする「日本書紀」や「元興寺縁起」の記事等は、一部に、私宅に仏像を安置し礼拝する風が早くからあつたらしくことを暗示している。しかし、それらも、ごく一時的なことで、やがて

は、氏寺等を建立し、仏像もそこに移安したらしいことを考へると、少くとも、天武朝頃までは、小金銅仏を私宅に安置するという風は、きわめて少なかつたのではないかと考えられる。

しかし、天武朝の末年になると、この事情は一変する。それは、篤く仏法を信奉した天武天皇により、次のような詔が出されたことによる。

すなわち、書紀天武十四年三月壬申の条には、

「詔したまはく『諸國に、家毎に仏^{ほとけのおとこ}舍^{くらべ}を作りて乃^{すなは}ち、仏像及び經を置きて、礼拝供養せよ』とのたまふ」

とある。この詔に関し、石部清直の「大神宮寺排斥考」には、諸国毎家といふのは国府をいい、その国府に仏舎を作り仏像と經典を安置せよという意でこれが国分寺の起源であると主張し、今日もこれに従う学者もいるが、家毎とは、まさしく、公卿の私宅に仏殿を作れという意味にとる者も多い。これは、「日本書紀」の持統朝の記事を合せ考へるならば、まさしく、後説が当を得ていよう。すなわち、持統天皇五年二月壬寅の条に、

「天皇・公卿等に詔して曰はく『卿等、天皇（天武）の世に仏^{ほとけのてら}殿、經藏を作りて、月ごとの六斎を行へり、天皇、^{よつち}時に大舎人を遣して問訊ひたまふ。朕^そが世にも之の如くせむ。故、^{いそ}勤しき心をもて、仏法を奉るべし』」

と詔しているところを見れば、天武天皇の十四年以後は、実際に公卿等

の私宅には、仏舎を造り、仏像や經典が安置され、月の八日、十四、十五日、廿三日、廿九日、三十日の六斎日には、鬼神が人を悩害する日とされ、殺生をつつしんでいたに違いない。しかし、この仏舎とは、氏寺というような大規模なものではなく、私宅に仏殿を設けるのであるから

その大きさも自ら制限され、安置の仏像も、今日多数の遺品がみられる三十粁内外の小仏像であつた可能性が強い。この小仏像は、今日の遺品から推定すれば、小金銅仏が最も多く、その他、押出仏や塼仏や木像も混じっていたであろう。また尊名としては、釈迦、薬師、弥勒、阿彌陀、觀音、勢至菩薩、それに悉多太子像もあつたかも知れない。註二六

この私宅に仏舎を造り仏像、經典を安置する風は、天武朝頃から天平

時代前期頃までで、天平時代後期にはいると、それほど行われなくなつたらしい。このことは、丁度私宅の仏舎に安置するのにふさわしい金銅仏や押出仏は、藤原京時代頃から天平前期頃の様式をもつものが多く、天平時代後期の制作に属するものは、きわめて少ないからである。もつ

ともこのことは、天平時代には主要な公卿の家々には、前代に作つた仏像が伝わっており、新造の必要がなかつたためとも考えられる。それにしても、かかる小金銅仏を多数伝えていた寺院が、飛鳥・白鳳時代創建の法隆寺や橘寺、あるいは大安寺等に多く、天平時代に造営された東大寺や西大寺等にはきわめて少ない点は、暗示的である。また天平時代には、父母や死者のためあるいは天皇のために小金銅仏を造つたと記すような在銘像が一体も残っていないことは、明かに飛鳥・白鳳時代と天平時代との信仰や造仏の変化を示している。

天平十九年の「法隆寺資財帳」をみると、当時の法隆寺には、用明天皇のために造立された薬師如来像、聖德太子の冥福を祈つて制作された釈迦三尊像等の大像の他、金涅槃像八具、金涅槃像三具、宮殿像二具、金涅槃像一具、金涅槃像五軀等があり、これらは、人々が寄進

したものであると記している。さらにそれより三百数十年を経た承暦二年（一〇七八）の「金堂日記」によると、当時法隆寺の金堂には、西の壇に小仏十八軀、東厨子には金銅小仏三尊、西厨子には阿弥陀三尊、大厨子には上段に小仏四十六軀、また下段には、橘寺の小仏四十四体が安置してあったと記している。これらは、木像を除いた小金銅仏の数で、十世紀の法隆寺の金堂には夥しい数の金銅仏が安置されていたことが分る。このことは何を物語るのであろうか。

飛鳥時代以来、父母や親族の福德を願って造立された小金銅仏や夫や妻や肉親の死を悲しんで造られた小金銅仏、あるいは天皇のために発願された仏像等が、多くそれを発願した人の氏寺なりゆかりの寺に安置されたことは繰返し述べたが、天武朝以後は、さらに公卿等の私宅にも小金銅仏像が安置されるようになり、これらの小金銅仏も、その家の没落等により、氏寺なりゆかりの寺等に寄進されることも多かつたであろう。こうした風は、飛鳥白鳳時代に多かつたため、当時の都のあつた飛鳥地方ないしはその近くの寺々に集る結果になつたのではないだろうか。しかし、飛鳥地方の寺々は、都が藤原京から平城京へ、やがて平京城から平安京へと移るに従つて衰微し次ぎつぎに廃寺となり、それらの寺に伝つた小金銅仏等は、わずかに聖德太子に対する信仰により法燈をかかげてきた橘寺に移安され、さらに白鳳以来火災にあわず、伽藍諸堂の完備していた法隆寺へと移されていったものではないだろうかと私は考えている。

註

1 東京国立博物館の釈迦如来像光背銘の原文は次の通りである。

甲寅年三月廿六日弟子

王延孫奉為現在父母

敬造金銅釈迦像一軀

願父母乘此功德現

身安隱生生世世不經

三塗遠離八難速生

淨土見仏聞法

2 甲寅年

「造像銘記」は孝徳天皇の白雉五年とし、小林剛「御物金銅仏」

水野清一「飛鳥白鳳仏の系譜」和二十四年三月熊谷宣夫「甲寅銘王延孫造光背考」昭和二十二年東京国立博物館刊

五年等は推古二年の造像としている。

3 井上光貞

「日本浄土教成立史の研究」昭和三十一年九月 山川出版社刊

4 河内西琳寺の金銅阿弥陀如来坐像の光背銘の原文を荻野三七彦氏の判読されたものは次の通りである。

蓋聞法身無相非以色求本姓舜寥非以生滅得

但四生殊菓六道各回所以法藏比丘冊八願

輩往生是以

書大阿斯高君子支承高〔首修行弘法草創西琳寺〕

復以子栴檀高首士師長兄高〔通羊古首韓会古〕

敢奉塔寺寶元五年己未正月

〔二種智〕識敬造旅陀

仏像并二菩薩願此功德現世親族福延万世七世

父母隨意住含靈之類同斯福力

井上光貞「王仁の後裔氏族と仏教」史学雑誌五四ノ九

6 島根・鰐淵寺觀音菩薩像の台座銘の原文は次の通りである。

壬辰年五月出雲国若倭部

臣德太里為父母作奉菩薩

7 法隆寺の「甲午年銘觀音菩薩造像記銅板」の銘の原文は次の通りである。

〔表裏銘銘〕

甲午年三月十八日鷦大寺德聰法師片岡王寺令弁法師

飛鳥寺弁聰法師三僧所生父母報恩敬奉觀世音菩薩
像依此小善根令得无生法忍乃至六道四生衆生俱成正覺

族大原博士百濟在王此土王姓

平子鐸嶺「法隆寺藏德聰令弁并聰三僧造觀世音菩薩像記」学鏡一一ノ一二
明治四〇年

9 山田孝雄・香取秀真編「続古京遺文」宝文館
明治四十五年

法隆寺戊子年銘造迦如來及び脇侍像の光背銘の原文は次の通りである。

戊子年十二月十五日朝風文

将其零濟師慧燈為歎加大臣

誓願敬造迦仏像以此願力

七世四恩六道四生俱成正観

福山敏男「法隆寺の金石文に関する一、二、三の問題」昭和一三号
東京国立博物館の辛亥年銘觀音菩薩像の銘の原文は次の通りである。

13 辛亥年七月十日記笠評君名因古臣辛丑日崩去辰時故兒在布奈（以上正面）

太利古臣又伯在廻古臣一人志願（以上左側面）

なお「飛鳥・白鳳の在銘金銅仏」昭和五十一年九月奈良国立文化財研究所編には、一

行目左を左かとしている。

14 観心寺阿弥陀如來像の光背銘の原文は次の通りである。

戊午年十二月為命過治
伊之沙古而其妻名汗麻
尾古敬造弥陀仏像以
此功德願過往其夫

及以七世父母生々世々恒生
淨土乃至法界衆生
悉同此願

正面

なお根津美術館の光背には、一行目の最後に「名」を刻む、奈良国立文化財研究所編

「飛鳥・白鳳の在銘金銅仏」参照

14 東京国立博物館の丙寅年銘半跏思惟像の銘の原文は次の通りである。

歲次丙寅年正月生十八日記高屋（以上正面）

大夫為分韓婦夫人名阿麻古願南无頂礼作奏也（以上右側面）

15 関晃「大化前後の大夫について」山梨大学学芸部研究報告 第二〇号
昭和三十四年十二月

16 蔡田嘉一郎「丙寅年高屋大夫造像記考証」美術研究一四四号
昭和二十三年六月一日

飛鳥・白鳳小金銅仏の発願者、制作者 上

17 「造像銘記」では本像を如意輪觀音としている。また天平十九年の「大安寺資財帳」

には、金涅太子像七軀の記載がみえ、普通太子像といえば、灌仏像すなわち誕生仏を指すことが多いが、同帳には、その前に灌仏像一具と明記しているから、この金涅太子像が

七軀は、灌仏像でないことはたしかである。しかも七軀もある点は、いつそうその感が強い。また中國では、こうした半跏思惟像は、悉多太子として作られる例が多いところから、あるいは我が國でも、悉多太子として制作された可能性は強い。

18 大分長谷寺の觀音菩薩像の台座銘の原文は次の通りである。

壬歳次摶提格林鐘拾伍日周防凡直百背之女波背兒為命過依誓願觀世音菩薩作奉

19 野中寺弥勒像の台座銘の原文は次の通りである。

丙寅年四月大旧八日癸卯開記柏寺智識之等詣中宮天皇大御身勞坐之時誓願觀世音菩薩作奉

20 田中重久「聖德太子御聖蹟の研究」昭和十九年十月
全国書房刊

21 福山敏男「野中寺弥勒像銘文中の柏寺」史迹と美術一二〇八号
昭和二十五年十二月

22 坂本太郎「古代金石文二題」昭和四十七年六月刊「古典と歴史」所収

長谷寺千仏多宝仏塔銅板の原文は次の通りである。
惟夫靈應□□□□□□□□
立稱曰乖□□□□□□□□
真身然大聖□□□□□□□□
不圓形表刹福□□□□□□□□
日夕畢功慈氏□□□□□□□□
仏說若人起窣堵波其量下如
阿摩洛菓以仏駄都如芥子許
安置其中樹以表刹量如大針
上安相輪如小聚葉或造仏像
下如積麥此福無量粵以奉為
天皇陛下敬造千仏多宝仏塔
上厝舍利仲擬全身下儀並坐
諸仏方位菩薩用繞聲聞獨覺
翼聖金剛師子振威伏惟聖帝
超金輪同逸多真俗雙流化度

无央庶冀永保聖蹟欲令不朽

天地等固法界無窮莫若崇拋
靈峯星漢洞照恒秘瑞巒金石

相堅敬銘其辭曰

遙哉上覺至矣大仙理帰絶妙

事通感緣祚天真像降茲豐山

驚峯宝塔涌此心泉負錫來遊

調琴練行披林晏坐寧枕熟定

乘斯勝善同帰実相堺投賢劫

俱值千聖歲次降婁漆兔上旬

道明率引捌拾許人奉為飛鳥

清御原大宮治天下天皇敬造

福山敏男「長谷寺の金銅版千仏多宝仏塔について」考古学雑誌二五ノ三

鶴岡静夫「宮中御窟院」昭和五三年七月弘文堂刊桜井徳太郎編「日本宗教の複合的構造」所収

先の註16参照

27 26 天平時代の小金銅仏では、銘のあるものは一体もないが、新薬師寺の塑造十二神将像は、例外の一つで父母親族のためと記す銘が台座に墨書きされている。これについては、拙稿「新薬師寺の十二神将像について」〔美術研究一八一号〕昭和四七年一〇月を参照されたい。

図版要項

三 a 同 卷第三見返し

紺紙金銀泥 本紙天地二六・九cm

b 同

紺紙金銀泥 本紙天地二六・八cm

四 a 同 卷第四見返し

紺紙金銀泥 本紙天地二六・八cm

b 同

紺紙金銀泥 本紙天地二六・七cm

五 a 同 卷第五見返し

紺紙金銀泥 本紙天地二六・八cm

b 同

紺紙金銀泥 本紙天地二六・七cm

六 a 同 卷第六見返し

紺紙金銀泥 本紙天地二六・八cm

觀音菩薩像

金銅 全高九四・九cm 像高七九・八cm

七 a 同 卷第七見返し

紺紙金銀泥 本紙天地二六・七cm

菩薩半跏思惟像

金銅 全高一九・五cm 像高一七・八cm

八 b 同 背面

山口 日 天 寺 藏

島根 鰐 淵 寺 藏

九 a 同 側面

紺紙金銀泥 本紙天地二六・八cm
滋賀 延 暦 寺 藏
卷第二表紙 同

b 同 卷第一見返し

本紙天地二六・八cm

卷第一見返し

同

紺紙金銀泥

紺紙金銀泥

本紙天地二六・八cm

滋賀 延 暦 寺 藏

同

b 同

背面

紺紙金銀泥 本紙天地二六・八cm

背面

山口

日

天

寺

藏

b 同

背面

紺紙金銀泥 本紙天地二六・八cm

背面

山口

日

天

寺

藏